

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市計画課
委 託 業 務 名	湖西台地区（第 2 工区）土地利用計画検討業務
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立南庄町地先
概 要	土地利用計画案や開発事業全体工程計画の作成、概算事業費の算定のほか、事業実現に対する課題抽出を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 9 日
契 約 金 額	2, 9 5 9, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東京都中央区日本橋浜町二丁目 6 1 番 9 号 T I E 浜町ビル 4 階 〔名 称〕 一般財団法人日本立地センター
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、県が主体となり検討を進めている第 1 工区の産業用地開発基本計画の策定に付随するものであり、その計画内容によって第 2 工区の実現性や経済性に大きく影響が及ぶことから、両工区の道路、雨水排水、調整池、造成高の計画は相互に連続性や整合性を確保する必要があるとともに、地区全体の土量バランスの均衡を図るため、両工区を同一受注者が一体的に検討する必要がある。 上記事業者は、第 1 工区の産業用地開発基本計画策定業務の受注者であり、当該業務を履行できる唯一の事業者であることから上記事業者を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。